

NO.	手引関連頁	項目	記載内容	要望内容	理由・備考等
1	5	安全対策費の対象	(6) 事業地の治安情勢等に応じて、邦人駐在員の安全確保に係る次のような安全対策経費を供与限度額の範囲内で予算計上を認める場合があります。	日本及び事業実施国で開催される安全対策の研修費（研修参加費、交通費・宿泊費・日当）を含めてほしい。交通費・宿泊費・日当が、制度上、一般管理費でしか支出出来ない場合、間接費の増額をお願いしたい。	多くの事業において、一般管理費に関わるその他の経費の支出だけでも、すでに一般管理費上限を大きく上回っており、そちらから安全対策費を出すことは困難。
2	9	有給休暇	(ア) 本部スタッフ（駐在）人件費「有給休暇取得期間は実働時間に含めることはできません。」（他、現地や本部も同様）	有給休暇取得時間を実働時間に含めて頂きたい。または、相当分の一般管理費を増額していただきたい。	有給休暇分の給料を一般管理費に含めた場合、実質的に実施団体の持ち出しが大きすぎて、一般管理費の他項目の支出が困難。（例：7年勤務した月額給与30万円日本人3名が、現地と本部で事業に関わった場合。この場合、法定の最低の有給休暇でも1人20日あるため、実質的に月30万円×3名＝90万円が団体負担となる。事業総額が3000万円弱、現地事業経費が2000万円程度の事業の場合、一般管理費は現地事業経費の5%なので、上限は100万円となり、日本人の有給休暇分だけの支出で、一般管理費はほぼなくなってしまう。現地スタッフの有給休暇や日本人の法定福利費さえも出すことができない。（以下、「団体負担社会保障費」にも関連）
3	9	団体負担社会保障費	(ア) 本部スタッフ（駐在）（無記載）（他、本部の人件費も同様）	現地スタッフ同様に、人件費の中に、団体負担の「社会保障費」の計上も認めていただきたい。（「社会保障費」というより、「法定福利費」の表現の方が適切？）。または、相当分の一般管理費を増額していただきたい。	上記の例と同じで仮に月額30万円の日本人が3名いた場合、健康保険、厚生年金、児童手当の厚生労働省規定金額で、団体負担は一人年約50万円×3名で計約150万円。つまり上の例と合わせ、現地事業経費が2000万円程度の事業の場合、日本人の有給休暇分90万円と法定福利費150万円だけで240万円の支出となり、一般管理費100万円の場合、140万円の持ち出し。実際は、現地スタッフ関連の間接費や事務所を維持する経費等もすべて持ち出し。（総事業費が6000万円程度で、現地事業経費が5000万円の場合、一般管理費が250万円になるので、なんとか、日本人の有給休暇分と法定福利を出せるようになるが、この規模の場合、より多くの日本人が必要になるとともに、これでも他の管理費はすべて持ち出し状態）※JPFでは左が認められている。
4	11	一時帰国	(ケ) 本部スタッフ派遣費：N連事業の管理を目的として本部から派遣された現地事務所駐在員が事業実施期間中に本邦に一時帰国するための旅費並びに日当・宿泊費の計上は、原則認められません。	最低限の一時帰国は認めていただきたい。	日本のNGOとして主体的に事業を実施していく上で、本部とのコミュニケーションは重要であり、スカイプや電話、メールだけのコミュニケーションだけでは運営が困難。電波が悪い国、スカイプが認められていない国もあり、多くのNGOは、JICAや大使館職員と異なり、現地に根ざして生活しているため、体力消耗も激しく、また文化の違いに伴うストレスから、コミュニケーションがずれることがあり、定期的に顔をあわせて業務を確認する必要がある。メンタルヘルスは、安全管理にも関わり、一時帰国は必要。職員も退職してしまい、経験のある職員が残らない。
5	18	事業ごとの口座開設	(1) 資金受取口座の開設（他事業と一緒にしないこと）当該口座は、N連供与資金の入金・出金を確認するためのものですので、N連に係る資金であっても自己資金等は入金しないで下さい。	受取口座を開設することは問題ないが、別口座からも支出をさせていただきたい。	各事業ごとに口座を作り、そこから厳密に支出していくことは、処理が複雑すぎて現実的ではない。（例えば、一人の給料を按分して計上する場合、毎月給料日までその割合に合わせて、口座を分けて支出することは現実的ではない。小口現金を事業ごとに管理することは現実的ではない。現地の社会保障や事務所代等も2口座から分けて支出することは不可能。）最終的に、全ての領収書原本確認の上、会計帳簿が作られ、外部監査を経て、返金額も確定するため、口座を分ける事自体に意味がない。
6	21	完了報告書提出期限	(1) 完了報告書の提出：事業終了日から3か月以内に、事業完了報告書（要団体印）を在外公館又は民間援助連携室に提出して下さい。	4ヶ月にしていいただきたい。	1年間分の支出を現地できちんと確認・精査し、精度の高い外部監査報告書を提出するため、また、提出すべき書類（一般管理費等支出集計表や人件費実績表）が増えていることも踏まえ、ご検討いただけるとありがたい。
7	22	監査報告書の言語	(1) 完了報告書の提出：外部監査報告書（外国語の場合には日本語要訳を付けて下さい。）	せめて英語は認めていただきたい。	翻訳の負担が大きく、英語は外務省や大使館職員も理解できると考えるため。

NO.	手引関連頁	項目	記載内容	要望内容	理由・備考等
8	9	担当者数	(ア) 本部スタッフ（駐在）他、現地スタッフ、本部スタッフ同様	(手引に記載はなし。運用のコメント) 本部スタッフ駐在、現地スタッフ、本部事業・経理全般に言えることだが、より多くの人員を付けられるようにしていただきたい。	(手引に記載はなし) 本部スタッフ駐在、現地スタッフ、本部事業・経理全般に言えることだが、審査の過程で近年担当職員を減らすように指示がある。書類が増え、業務量が増えている中、承認された人数では回らなくなっており、大幅な残業をしないと、正確な書類作成が困難になってきているので、考慮していただきたい。
9	10	車両維持費	(b) 車両維持費：自動車保険料は原則として支援対象となりません。	3者見積もり対象外としてほしい。又は、自動車保険料を計上させていただきたい。	事故・故障等による修理が高額になる場合もあり、事前に3者見積もりを取得することは不可能。すべて通常の修理費に計上した場合、予算が大幅に超えてしまうため、保険料をこちらに計上させていただきたい。
10	16	直近の給与明細書	事業期間中に昇給が予定されている場合、昇給額を確認できる給与(報酬)規定が必要となります。	給料規定は提出するが、積算根拠となる人事評価の内容等は、提出不要にしてほしい。	給料規定に基いて昇給金額を計算する際に、人事評価を含む場合があり、その人事評価内容も提出を求められている。しかし、そのような内容は、職員間でも公開しないレベルの書類であり、外部に出すことは好ましくないため、配慮をしていただきたい。
11	17	本邦契約	贈与契約は、在外公館と申請団体との間で締結することを基本としますが（在外契約）、次の場合は、例外的に、外務省と申請団体との間で契約を締結することがあります（本邦契約）。	可能な限り、契約時の通貨を円かドル（外貨）どちらに統一してほしい。	事業によって通貨が異なる場合、内部での精算が煩雑になるため。（国によってそれが困難なケースがあることは理解している）
12	19	事業変更報告	20%を超える小項目間の予算移動を伴わない活動内容の変更や事業規模の拡大もしくは縮小で、事業の上位目標達成のために必要なもの	左のケースでは、事業変更報告を不要にしていきたい。	変更報告は報告のみなので、最終報告で20%以内であることがわかれば、実質的には変わらない。（JPFでも原則的に20%以内は報告不要）
13	19	変更報告全般	(報告全般)	報告に関する記載事項を全体的にわかりやすくしていただきたい。	全体的に難解なので、わかりやすくしていただきたい。
14	28	復興支援等の持続発展性	4. 災害等復旧・復興支援事業（無記載）	「持続発展性」を求めない旨を記載してほしい。	本事業の趣旨から、「持続発展性」はそぐわない。例にある「難民キャンプにおける越冬用物資等」に持続発展性を求めるのは困難。
15	全般	ODA間の積算ルールの統一		ODAスキームごとに異なる経理処理方法を、より効率的な方向についていただきたい。	ODAを原資とするスキームはN連（MOFA）だけでなく、JICAやJPFにもあるが、それぞれの規定・ルール・事務処理手続きには大きく異なる部分もある。ある程度の相違は理解するが、可能な限り同じ予算費目や精算方法にしていきたい。JICAでは一月を30日で計算し、N連では、カレンダー通り28や31日で計上する等も、混乱を招く。

NO.	手引関連頁	項目	記載内容	要望内容	理由・備考等
16	1	対象となる国・地域	(関連要望)	事業対象国から事業開始に関わる許可やビザ等の取得に関して、事業形成段階から、大使館に協力してほしい。	国によって様々な許可を得ることが困難なケースがあり、NGO側の不可抗力で事業開始が遅れ、案件の適切な実施に支障をきたすケースがある。こうしたことが少なくなるよう、相手国政府との関係において大使館にも協力をお願いしたい。
17	2	対象となる事業	国際社会の新たな目標として2015年9月に国連が採択した（略）SDGsの内容に沿った事業であること。	SDGsのターゲット8.7にもある「児童労働の禁止」など、SDGsの目標・ターゲットとなっている事項については、「政治活動」などとして忌避することなく、「持続可能な開発」の課題として常に対象として認めてほしい。	NGO連携無償の申請にあたって、在外公館から「児童労働は政治問題とみなされかねないので、案件の申請にあたって『児童労働』という用語を避けてほしい」という指導がなされた。現地政府への配慮と推測されるが、基本的に、SDGsの目標・ターゲットとなっている課題の解決のための事業については、問題なくNGO連携無償の対象になるということを確認してほしい。
18	3	対象機材の範囲	団体（受益団体、申請団体双方を含む。）自身の恒常的な運営に係る経費や受益団体の一般的な事務能力向上等を目的とした機材等に係る経費（例：一般車両、パソコン等は原則として、団体の恒常的運営に係る経費とみなされます。）で事業との関連性が認められない経費	() の例を削除していただきたい。	車両に関しては、P10、パソコンはP11にすでに判断基準が記載されているため。
19	4	資産の譲渡	(6) 固定資産となり得る物品の調達方法はリースを原則とします。なお、現地でリースが存在しない、購入した方が安価となる等の理由により購入せざるを得ない場合、事業終了後、在外公館又は民間援助連携室と相談の上、当該事業等に係る目的で資産を活用する受益者団体、住民組織、現地NGO、政府・地方自治体等との合意を取り付けてしかるべく譲渡して下さい。	事業終了後、固定資産は、同国で同団体が非営利活動に活用できるようにしてほしい。	文面通りであれば、契約ごとに毎年、購入と譲渡を繰り返すことになり、貴重な資金の使い道として非効率。
20	4	安全確保	(関連要望)	NGOの自主的な安全対策を尊重し、軍隊や警備員等のハード面の安全対策が、案件実施条件にならないようにしていただきたい。	防弾防爆車の導入、軍隊や警備員の付き添いの義務化など、ハード面に偏ってしまうと、プロジェクト地の住民との信頼関係を損ね、逆に、安全確保を損なってしまうケースがある。NGOの自主性を重視し、独自の安全対策を尊重してほしい。バングラの件では、一律に武装警察の配置がN連実施の前提にはならないことが確認されたが、他の国でも、このようなハード面が条件になることはないという理解でよいか教えて欲しい。
21	5	事業の広報	広報の人役は認めません。	国民にODAがどのように活用されているか、積極的に広報を行いたいため、広報の人役を本部経費に追加で認めてほしい。	「手引き」においても（p.5）現地の人々や日本国民への広報の重要性は明記されており、当該国民向け・日本国民向けの広報手段も具体的に列記されている。例えば、「手引き」にも掲載されているホームページの活用については、通常、原稿の執筆やページの作成等に相当の時間がかかるのが普通であり、こうした作業をはじめ、広報の人役を認めることは、「手引き」にも書かれている適切な広報において非常に重要である。一般管理費はすでに社会保障等の費用を捻出するだけでも足りない状況で、広報ができない。
22	8	JICA専門家派遣に係る経費単価	(b) 謝金：一ヶ月当たりの単価がJICA専門家派遣に係る経費単価（在外基本手当）を超える場合には、（他、給料も同様）	・謝金や給料、日当・宿泊費等の単価の上限として参照されている「JICA専門家派遣に係る経費単価」について開示願いたい。	予め示されず外部審査の段階で「超過している」等の指摘を受けることで不要な修正の手間が増えているため。
23	10	通信費の開設費用	(カ) 通信費：・現地事務所で支払われる電話、ファックス、インターネットの使用料です。（a～d共通）	使用料に加え、開設費用も記載していただきたい。	開設費用の計上場所が不明瞭なため。
24	12	人件費	人件費を計上する本部スタッフが、N連事業の期間中に定期昇給する場合は、申請時に昇級差額分も加算して計上してください(以降、事業途中での申告は原則認められません。)	事業途中でも、小項目で20%以内の変更であれば、認めていただきたい。	事業実施中に団体の給与規定が変わる場合もあるし、申請時に予期していなかった昇給や人員変更に伴う金額の変更は、通常いかなる組織でもありえるもので、組織の発展やコンプライアンスの観点から改定していただきたい。
25	18	資金受取口座の開設	N連資金支払いは当該口座の残高がゼロになっていることを確認した後に行います。（当該口座開設のために必要最小限の金額が口座に残されている場合は除きます。）	口座の残高の確認や同一口座からの返金、事業開始時に口座をゼロにしなければいけないという規則は再考していただきたい。	ガイドラインに明確な記載はないが、精算額確定後に、返納金を送金する場合、事業開始時に予算が入金された同一口座から返納するように指導された。入金額は大使館が把握しており、外部監査で領収書等が確認され、残金を返金するだけなので、口座記録を提出したり、一つの口座で管理する必要性はないはず。海外で口座を開設することは、日本のように簡単ではない場合が多く負担が大きい。また、同一事業のために、毎年、新規の口座を開設することは一般的ではなく、カウンタパートの理解を得ることも難しい。